

今後の景観施策のあり方について

(検討資料)

目 次	
景観施策検討の枠組み.....	1
I 景観施策検討の背景	2
II 景観の現況と特性、課題	4
III 景観施策の概要と課題.....	23
IV 今後の景観形成の目標と基本方針	32
V 景観形成の取り組みの方向性.....	33
(参考資料)	
VI 特徴的なエリアのまちなみの現状.....	49
VII 景観形成の基準の考え方	60

景観施策検討の枠組み

I 景観施策検討の背景

(p2～)

- 現状で様々な制度が存在しており、これらをより発展させるため、景観施策全体の枠組みの整理・体系化が必要である。
- 景観法活用から10年が経過しようとしており、市域一律で大規模建築物等の誘導を行っている景観計画について、効果検証を行う必要がある。
- 建築美観誘導制度については一部の路線ではまちなみの特色が異なる区間もでてきており、今日的観点から対象エリアの設定や基準の見直しが必要である。
- 地域が持つ魅力を生かし地域の個性が発揮できるよう、地域による景観まちづくりを掘り起こし、また支援する仕組みづくりが求められている。

II 景観の現況と特性

景観を構成する要素 (p4～)

地勢の要素		標高と水面、臨海部の埋立の経緯
都市基盤の要素		市街地の基盤形成の経緯
歴史・伝統の要素		歴史的・文化的資源、寺社
都市空間 の要素	面的な要素	土地利用類型、容積率、敷地規模
	軸的な要素	幹線道路、建物階数別分布、河川
	拠点的な要素	みどりの拠点、にぎわいの拠点、主要鉄道駅、都市開発
活動・営みの要素		都市景観形成に関わるまちづくりの取り組み、水辺の魅力向上、光景観の創出、都市景観資源、イベントの風景、絵図に描かれた風景、市民が好きな景観

関連計画における方向性 (p13～)

グランドデザイン・大阪
新・大阪市緑の基本計画
その他、都市計画区域マスタープラン等

大阪市の景観特性 (p16～)

景観構造	基本となる景観のまとめ	都心部	上町台地	臨海部	一般市街地
	骨格となる景観軸	主要な河川 都心部の主要な幹線道路			
特徴的な景観のテーマ		大都市大阪	水と緑	歴史・文化	にぎわい

景観形成の課題 (p22～)

- 市域全域での景観形成
市域全域で景観の水準を高めるとともに、地域主導の景観まちづくりの取り組みと連携し、地域らしい景観形成を図っていくことが求められている。
- 大都市大阪を象徴する景観形成
・広告物の掲出に統一感がない箇所もある。
・高度化を図るエリアでは、新たな都市の顔にふさわしい景観形成を図る必要がある。
・基盤更新に際し、公共施設の景観上の向上を図る必要がある。
⇒状況やエリアの特性に応じた詳細な景観形成が必要
- 水と緑の景観形成
・公共空間に隣接するエリアでは、広告物などの景観阻害要因も見られる。
・水辺を活用する取り組みが進められており、これらと並行し水都大阪にふさわしい景観形成が求められる。
⇒水と緑に調和した景観形成を一層進めていくことが必要
- 歴史・文化の景観形成
・歴史・文化的資源が残るエリア（特に住居系の土地利用が多いエリア）では、スケールが乖離した建物や個別の資源と調和しない建物も見られる。
⇒地域で継続的に歴史・文化的価値を共有しながら、個別の資源を活かした景観形成を図っていくことが必要
- にぎわいの景観形成
・広告物が氾濫するエリアでは、にぎわいの質について方向性を定める必要がある。
・新たな技術の役割等を評価し、活用・規制の方向性を検討すべき。
・夜間景観の誘導を図るべき。
⇒にぎわいのあり方を検討し、大阪らしい景観形成を図ることが必要

IV 今後の景観形成の目標と基本方針

景観形成の目標 (p32)

現行	アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる
見直後	大都市の風格と大阪らしい活気あふれる景観の形成

景観形成の基本方針 (p32)

現行	地域の特性を生かした景観の形成 市域の景観の向上
見直後	市全域での心地よい市街地景観の形成 地域の特性を生かした景観の形成 大都市大阪を象徴する景観形成 水と緑を生かした潤いと安らぎを感じる景観形成 歴史や文化が息づく景観形成 活気ににぎわいあふれる景観形成 市民や事業者との協働による景観形成の推進

III 景観施策の概要と課題 (p23～)

景観施策		現状と課題
景観法	●大規模建築物等の行為の規制	・地域特性を踏まえたよりきめ細やかな誘導方針や基準、対象規模等の検討が必要
	●景観協定の締結	・制度活用のハードルが高く、これにつなげるためのゆるやかな制度が必要
	●景観重要建造物及び景観重要樹木の指定	・指定方針や基準など制度活用に向けた具体的な検討が必要
独自条例	●景観形成地域の指定及び景観形成方針の策定	・具体的な誘導基準の策定や制度のあり方について検討が必要
	●市民景観協約の締結・運用への支援	・景観まちづくりのルール策定とルールの運用を支援する仕組みなど、より実効性のある制度への改変が必要
	●大規模土木構造物の建設等に係る協議及び届出	・景観指針の策定などよりよい景観形成の観点から対象行為や基準についての検討が必要
	●都市景観資源の登録	・周辺地域の景観形成につながるような具体的な利活用方策が必要
要綱	●建築美観誘導制度による事前協議	・路線の位置づけや目指すべきまちなみ像、それに向けて誘導していくための基準の見直しが必要

V 景観形成の取り組みの方向性 (p33)

市全域での心地よい市街地景観の形成 (p34～)	●景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導 ●景観重要建造物・景観重要樹木の指定
地域の特性を活かした景観形成施策 (p42～)	●重点的な届出対象区域の指定 ●屋外広告物の規制誘導 ●景観重要公共施設の指定 ●大規模面的整備地区での景観検討書の作成
地域主導の景観まちづくりの支援 (p47)	●地域ルール策定・運用支援の構築
景観に関する市民や事業者の意識の啓発 (p48)	●都市景観資源の活用 ●大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞） ●その他の啓発施策の展開
様々な専門家と連携した効果的な施策の展開	●景観協議会の活用 ●景観整備機構の活用 ●専門機関・専門家の活用

I 景観施策検討の背景

1. 検討の背景、目的

（目的）

大阪市では、平成18年度に景観法に基づく景観計画を策定し、一定規模以上の建築物等の建築に際し、周辺景観との調和等に関する配慮事項の届出を求めているほか、それ以前より、指導要綱に基づく建築美観誘導制度などにより、より良好な景観形成に向けた協議・誘導を進めてきた実績がある。しかし、これら施策については、法令によるものや要綱によるものが混在している状況にあり、今後、体系的に整理していくことが望まれる。

そして、平成28年度を以て、景観法活用開始より10年が経過する。市域一律で大規模建築物等の誘導を行っている景観計画については、効果検証を行いながらより、現状に則した内容へと見直しを行う必要がある。

また、まとまりのある街路景観の形成をめざした建築美観誘導制度については、制度創設から30年以上が経過し、一定の効果をあげてきたものの、一部の路線ではまちなみの特色が異なる区間もでてきている。また、近年市域での土地利用の変化や更新が活発化する中、大阪の景観もその姿を変えつつある。

一方で、成熟化社会を迎える中で都市間競争を勝ち抜くためには、都市格の向上を図ることが不可欠であり、それに向けて、都市戦略としての都市のアイデンティティの確立が求められ、今後の大阪の景観形成にあたっては、より一層、地域が持つ場所の魅力を活かし、地域の個性が発揮できるよう、地域による景観まちづくりを掘り起こし、また支援する仕組みづくりが求められている。

こうしたことから、本市における今後の景観施策のあり方について、専門的・技術的な観点から都市景観委員会において検討を行うものである。

2 施策展開の経緯

昭和期
(戦前)

昭和期
(戦後)

平成期

提言・計画等	景観誘導		啓発等		組織	屋外広告物の規制	都市計画等
	法令	要綱等	制度・イベント等	刊行物			
	S9.12 大阪都市計画・美観地区の指定（大阪城、大阪駅前、御堂筋、中之島等） S13.9 大阪都市計画・美観地区の指定（大阪駅前地区の一部追加）						S8.4 風致地区の指定 S14.4 大阪府告示 404 号による 船場建築線 の指定
		S44 御堂筋沿道（淀屋橋～本町）31m スカイラインの行政指導	S45 建築物に付随する緑化施設の表彰制度（～H15）		S49.6 都市景観等懇話会	S24.6 屋外広告物法 S31.10 大阪市屋外広告物条例	S45.6 風致地区の変更 S49.11 風致地区 の変更
S56.1 「大阪市建築美観誘導について」 S58.7 「 ライトアップ大阪計画 」策定 S60.3 「大阪アメニティプラン」策定		S57.1 建築美観誘導制度（なにわ筋、堺筋、国道2号）	S56 大阪まちなみ賞 （大阪都市景観建築賞）表彰（市・府・建築士会）		S55.3 大阪市建築美観委員会		
					S63.10 大阪市都市景観委員会（景観懇話会・美観委員会を統合）	S62.4 屋外広告物ガイドプラン	
			H2.10 大阪都市アメニティ表彰制度（～H15）		H3.6 御堂筋都市彫刻設置検討委員会		
H7.3 「大阪市景観形成基本計画」策定 H7.6 「 新・水の都大阪のグランドデザイン 」策定		H7.1 御堂筋沿道建築物まちなみ誘導（淀屋橋～中央大通）・建築美観誘導（大阪駅前～淀屋橋、中央大通～難波） H7.6 建築美観誘導制度（四ツ橋筋、土佐堀通） H9.4 大規模建築物事前協議に景観協議 を追加	H7.9 世界夜景会議の開催	H7.5 御堂筋アートマップ H8.4 大阪まちのアートマップ H8.4 立体駐車場デザイン指針 H8.6 色彩景観計画ガイドブック			H7.6 総合設計公開空地整備ガイドライン
H11.12 「大阪市景観形成基本計画」改定	H10.9 大阪市都市景観条例（H11.1 施行） H12.6 都心中央部景観形成地域 の指定 H13.6 大川・中之島景観形成地域 の指定 H14.6 道頓堀川景観形成地域 の指定			H10.4 まちのアートを考える H11.4 まちの明かりを考える H11.4 夜間景観のデザイン H12.5 まちなみを考える H13.8 御堂筋みてあるきマップ	H11.2 大阪市都市景観委員会 （条例に基づく委員会として発足）	H11.3 広告物景観形成地区 （H11.11 施行）	H14.7 都市再生緊急整備地域 の指定（大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺、難波・港町、 阿倍野 、大阪コスモスクエア駅周辺）
H17.9 「 景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について（提言） 」（大阪市都市景観委員会）	H15.4 指定景観形成物（中央公会堂、通天閣等 12 件） H16.10 指定景観形成物（淀屋橋、毛馬桜宮公園等 10 件） H17.6 景観法 の施行 H17.6 大阪都市計画・美観地区の廃止 H18.2 大阪市景観計画 策定 H18.4 大阪市都市景観条例 の一部改正 H18.10 景観計画に基づく大規模建築物等の協議・届出 の開始 H19.3 大阪市景観形成推進計画策定		H18.8 景観講習会の実施	H15.10 大阪市河川景観ガイドブック	H18.8 景観整備機構 （大阪府建築事務所協会、大阪市都市工学情報センター） H18.12 御堂筋景観協議会 H19.12 景観整備機構 （大阪府建築士会、大阪市スポーツ・みどり振興協会）		H19.2 都市再生緊急整備地域（難波・港町（区域拡大））
	H22.3 大阪市景観形成推進計画 改定 H22.3～ 各区の 都市景観資源 の登録	H26.1 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等（淀屋橋～長堀橋）・ 建築美観誘導 （大阪駅前～淀屋橋、長堀通～難波）					H24.1 特定都市再生緊急整備地域 の指定（ 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺 （区域拡大）、 大阪コスモスクエア駅周辺 ） H24.1 都市再生緊急整備地域 の指定（ 大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺 ）

※太字は現在も有効なもの

II 本市の景観の現況と特性

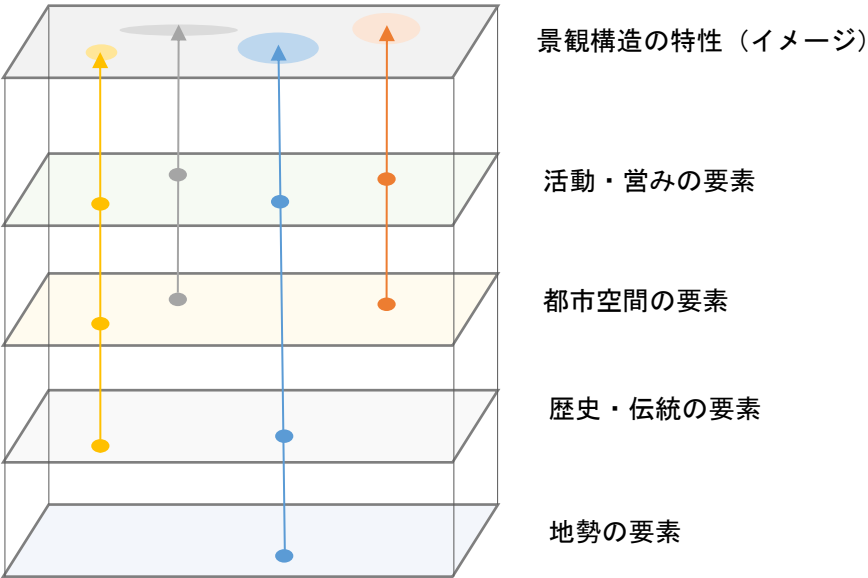
1. 景観の現況と特性を捉える要素

- ・大阪市の景観の現況と特性を、「地勢の要素」「都市基盤の要素」「歴史・伝統の要素」「都市空間の要素」「活動・営みの要素」から捉える。

特性を捉える要素		特性を捉える視点
地勢の要素		・ 標高と水面 ・ 臨海部の埋立の経緯
都市基盤の要素		・ 市街地の基盤形成の経緯
歴史・伝統の要素		・ 歴史的・文化的資源 ・ 寺社
都市空間の要素	面的な空間要素	・ 土地利用類型 ・ 容積率 ・ 敷地規模
	軸的な空間要素	・ 河川 ・ 幹線道路 ・ 建物階数別分布
	拠点的な空間要素	・ みどりの拠点 ・ にぎわいの拠点 ・ 主要鉄道駅 ・ 都市開発
活動・営みの要素		・ 景観形成に関わるまちづくり、水辺の魅力向上、光景観の創出などの取り組み、都市景観資源、イベントの風景、絵図に描かれた風景、市民が好きな景観

- ・ また、関連計画等について整理することで今後、形成され得る景観を捉える。

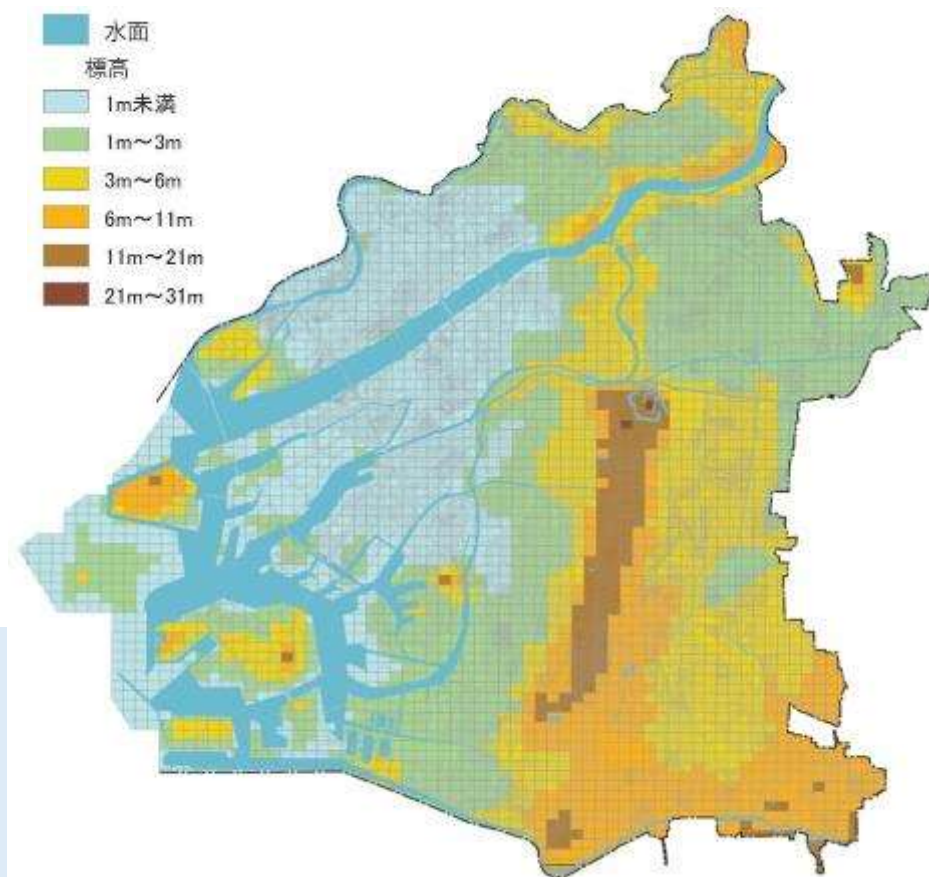
関連計画等	・ グランドデザイン・大阪 ・ 大阪都市計画区域マスタープラン ・ 新・大阪市緑の基本計画 ・ 大阪光のまちづくりアクションプラン 2020 構想 ・ 今後 10 年の主なプロジェクト	・ グランドデザイン大阪、大阪都市計画区域マスタープラン、新・緑の基本計画、大阪光のまちづくりアクションプラン 2020 構想など、景観形成の上位及び関連分野の計画を整理することで、今後、形成され得る景観を捉える。
-------	--	---



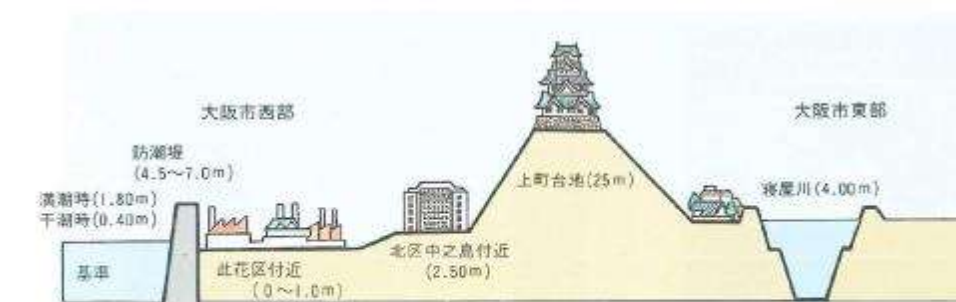
【地勢の要素】

○標高と水面

- ・高低差のある上町台地では、坂や低地を見下ろす眺望点などにおいて、地形による3次元的な視点場、視対象の関係が形成される。
- ・淀川や大川、木津川などの河川は市街地を横断し、景観の広がりや分断するエッジ、都心部では軸的な景観要素として認識される。
- ・本市の海岸線は入組んだ地形をしており、水面を挟んで対岸のまちなみが望めるなど景観に与える影響は大きい。



【出典：国土交通省国土政策局国土情報課】



大阪市の地盤の高さ
大阪の町は上町台地を境に、大阪市西部の地盤がとくに低いことがわかります。
〔地盤の高さは東京湾の平均海面を基準としています。〕

【出典：大阪市 100 年のあゆみ】

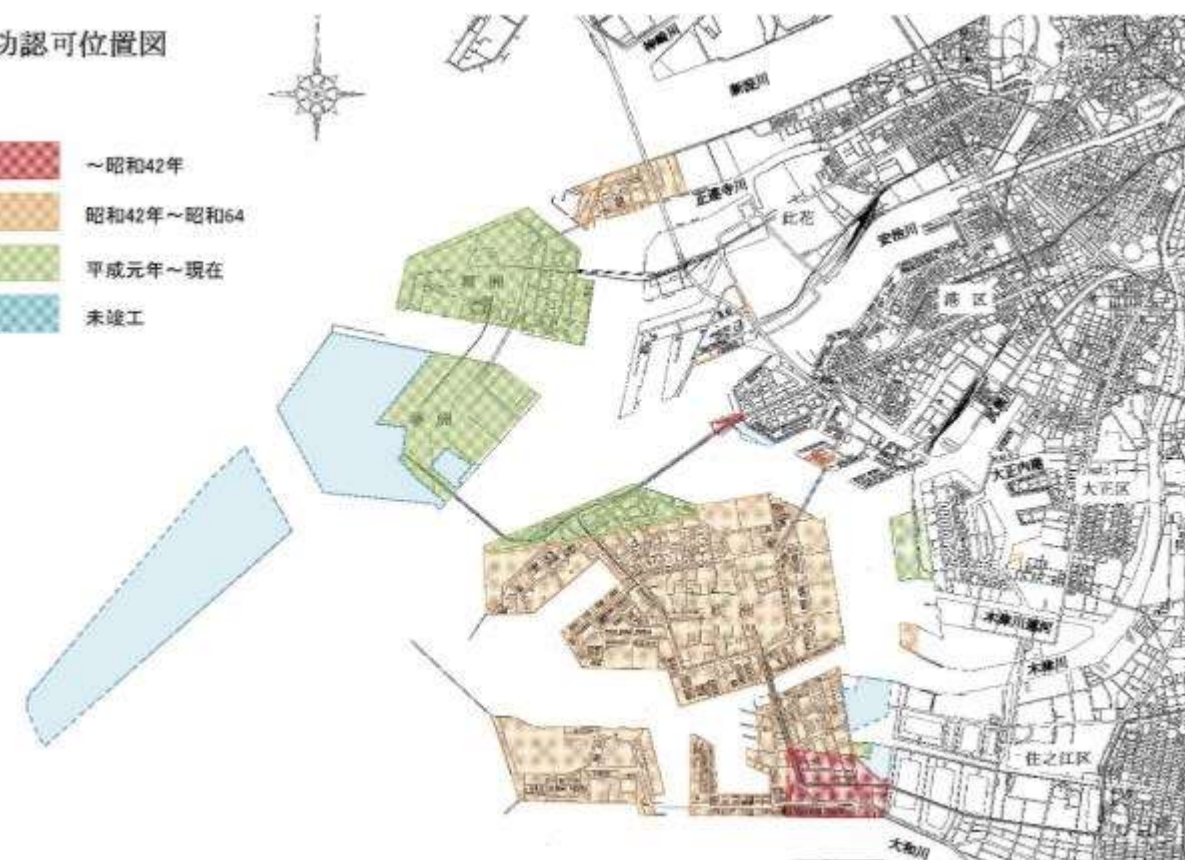
○臨海部の埋立の経緯

- ・明治 30 年からの築港工事、昭和 22 年からの大阪港復興計画により、在来臨海部が形成された。
- ・昭和 33 年からの咲洲の埋立を皮切りに、臨海工業用地として新臨海部（北港・南港）開発が進められた。昭和 42 年以降は、主目的を国外との貿易にシフトするなど、ニーズや社会情勢に応じ、段階的に臨海部が整備・利用がなされてきたことが分る。
- ・このような経緯で、現在のいくんだ海岸線が形成され、対岸の建物が見渡せるなど大阪の臨海部ならではの景観を構成する要素となっている。

埋立前（昭和 22 年）と現在の大阪港
【出典：副読本「わたしたちのくらしと大阪港」2014 年版】



竣工認可位置図

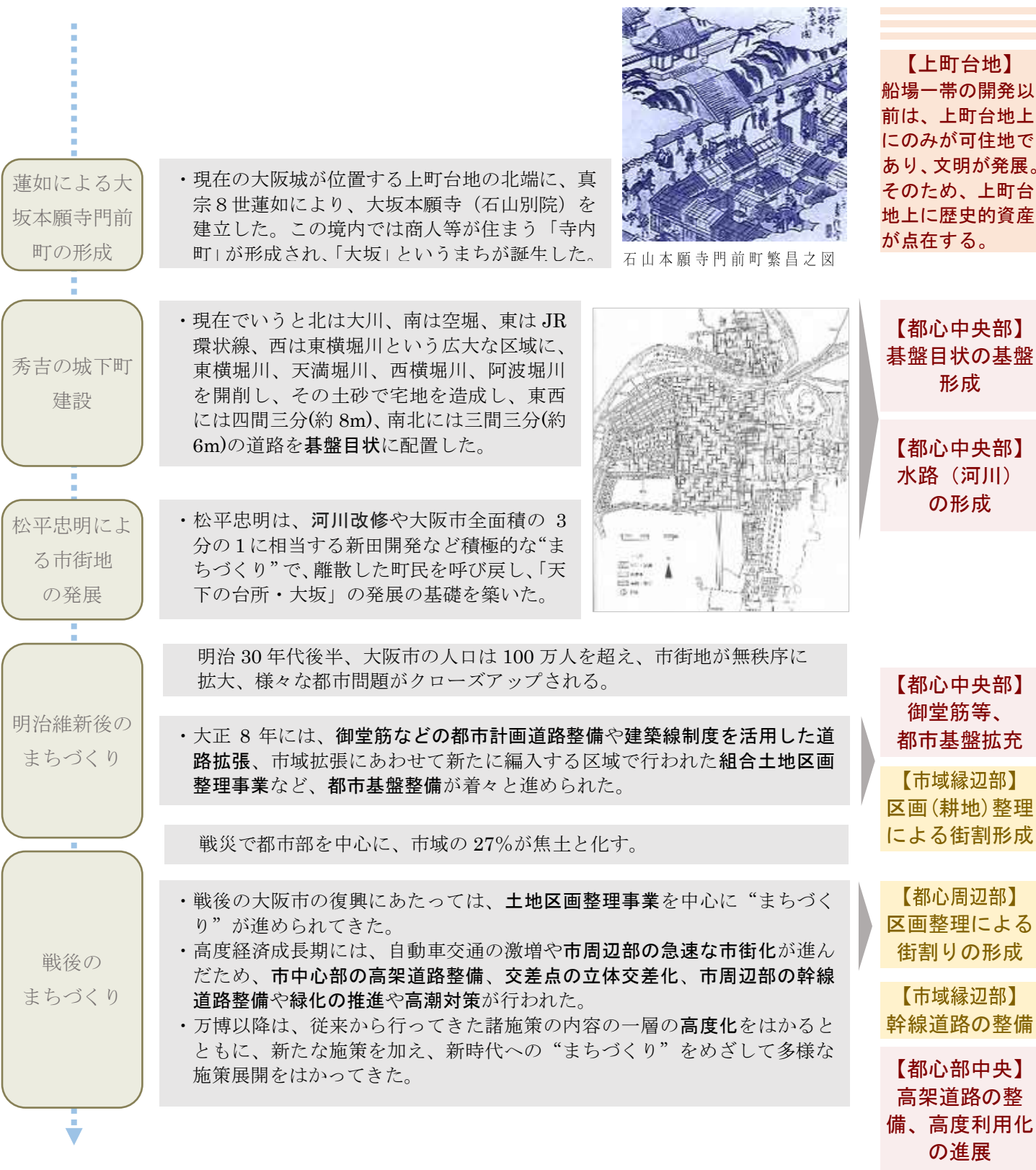


【出典：大阪市港湾局】

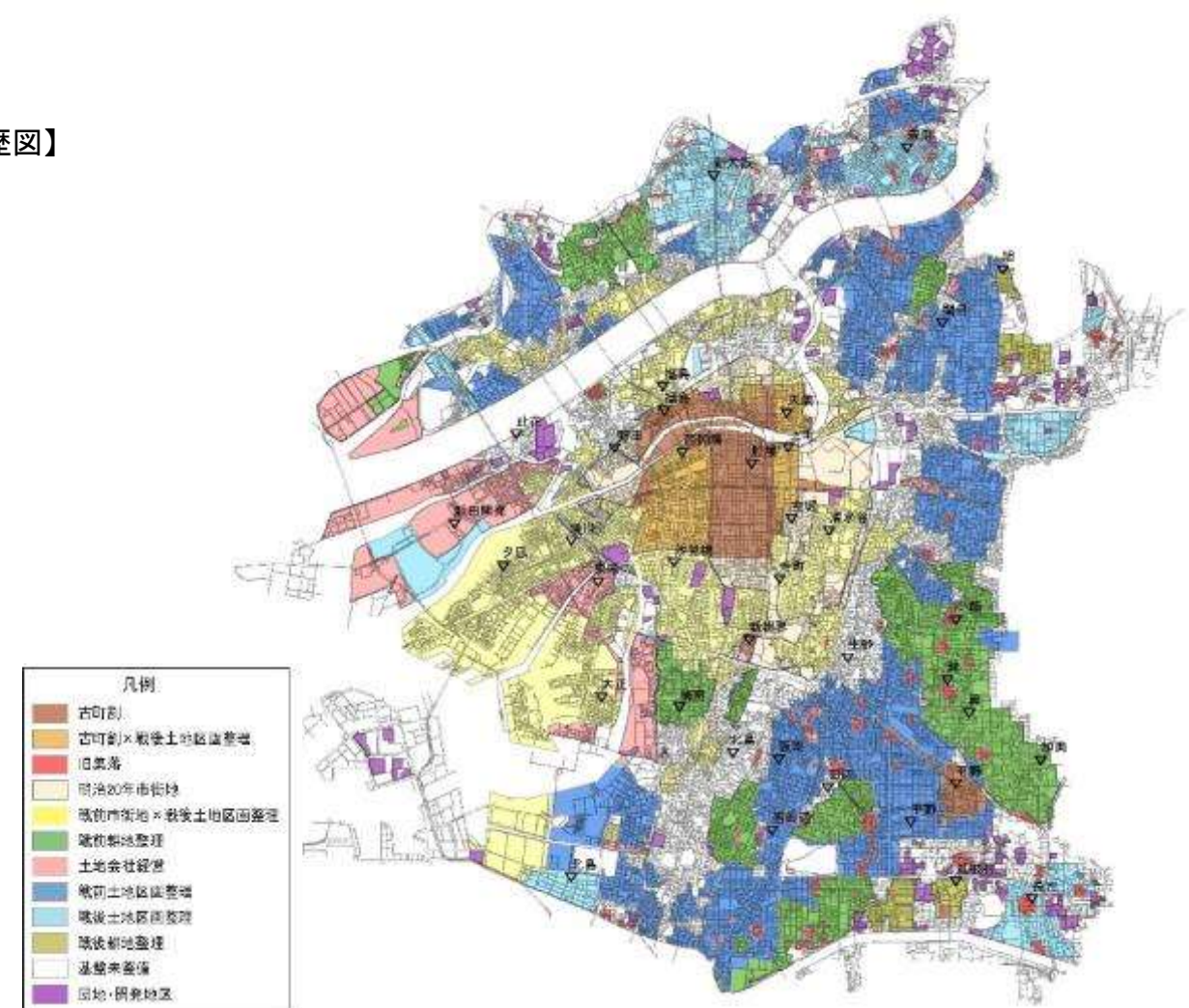
【都市基盤の要素】

○市街地の基盤形成の経緯

- ・まちなみの基盤は、各年代の市街地形成の経緯により中世の街割りが継承されている都心部、戦後の土地区画整理による街割りを中心とする都心周辺部、戦前の土地区画整理による街割りを中心とする市域縁辺部に大別される。



【市街地履歴図】



【市街地履歴の概念図】

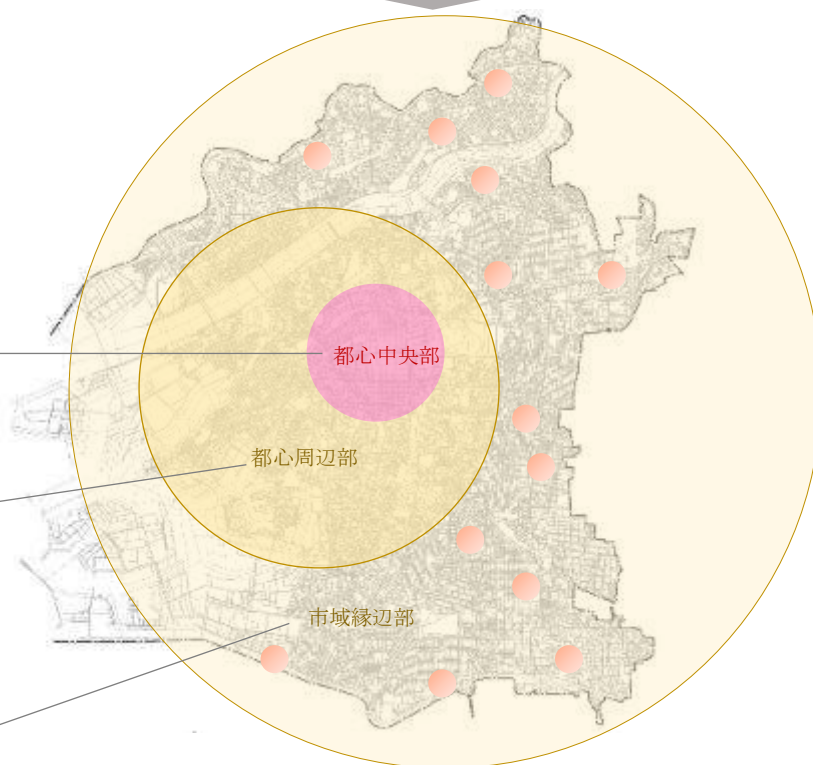
- ・市街地履歴図を元に、市域をその形成時期で都市中央部、都心周辺部、市域縁辺部の3つに大まかに分類した。

豊臣秀吉、松平忠明による中世の街割りが継承されている市街地

戦災による被害が大きく、戦後の土地区画整理による街割りを中心に構成される市街地

戦前の土地区画整理による街割りを中心に構成される市街地

市域縁辺部に点在する古代～中世の農村や漁村が起源の旧集落



- ・都心では高度利用や主要道路の高規格化が進んでいる一方、船場では中世の街割りが継承されている。
- ・また、市域縁辺部には旧集落が点在し、旧家の家並みが残る等、歴史を感じさせるまちなみが残る。

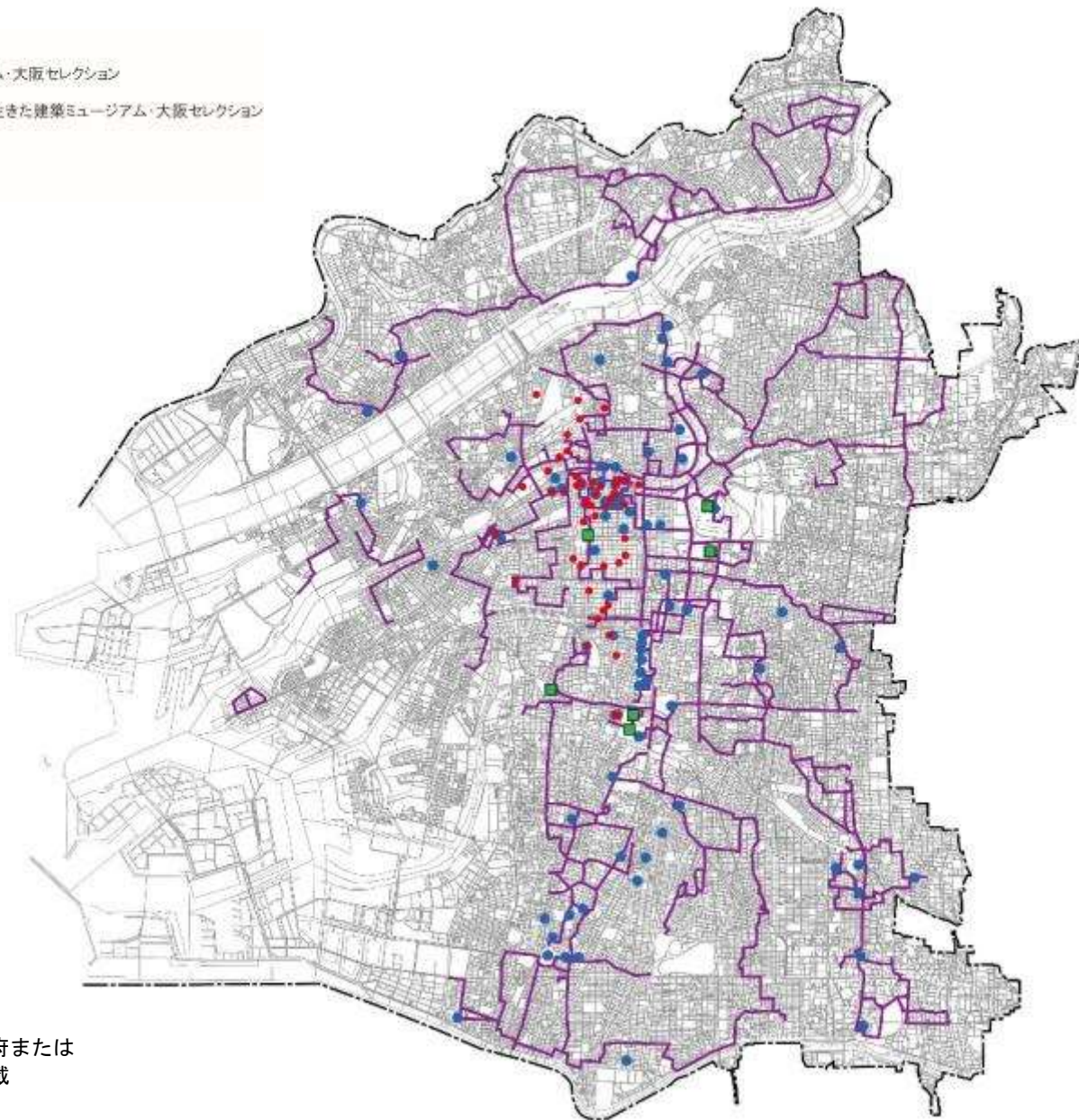
【歴史・伝統の要素】

- ・文化財は船場や平野郷、住吉大社周辺、田辺、夕陽丘周辺に集積している。
- ・生きた建築ミュージアム・大阪セレクションは御堂筋を中心に 50 件選定されている。
- ・寺院・仏閣については、上町台地の特に夕陽丘に集積が見られる。

- ・平野郷、住吉大社、田辺、夕陽丘など近世以前に起源のある市街地では、寺社をはじめ伝統的な建物も多く立地し、歴史性を感じさせる景観が形成されている。
- ・船場地区では、多くの文化財や近代建築が分布し、高層ビルのまちなみの中でアクセントとなって景観に深みを与えている。

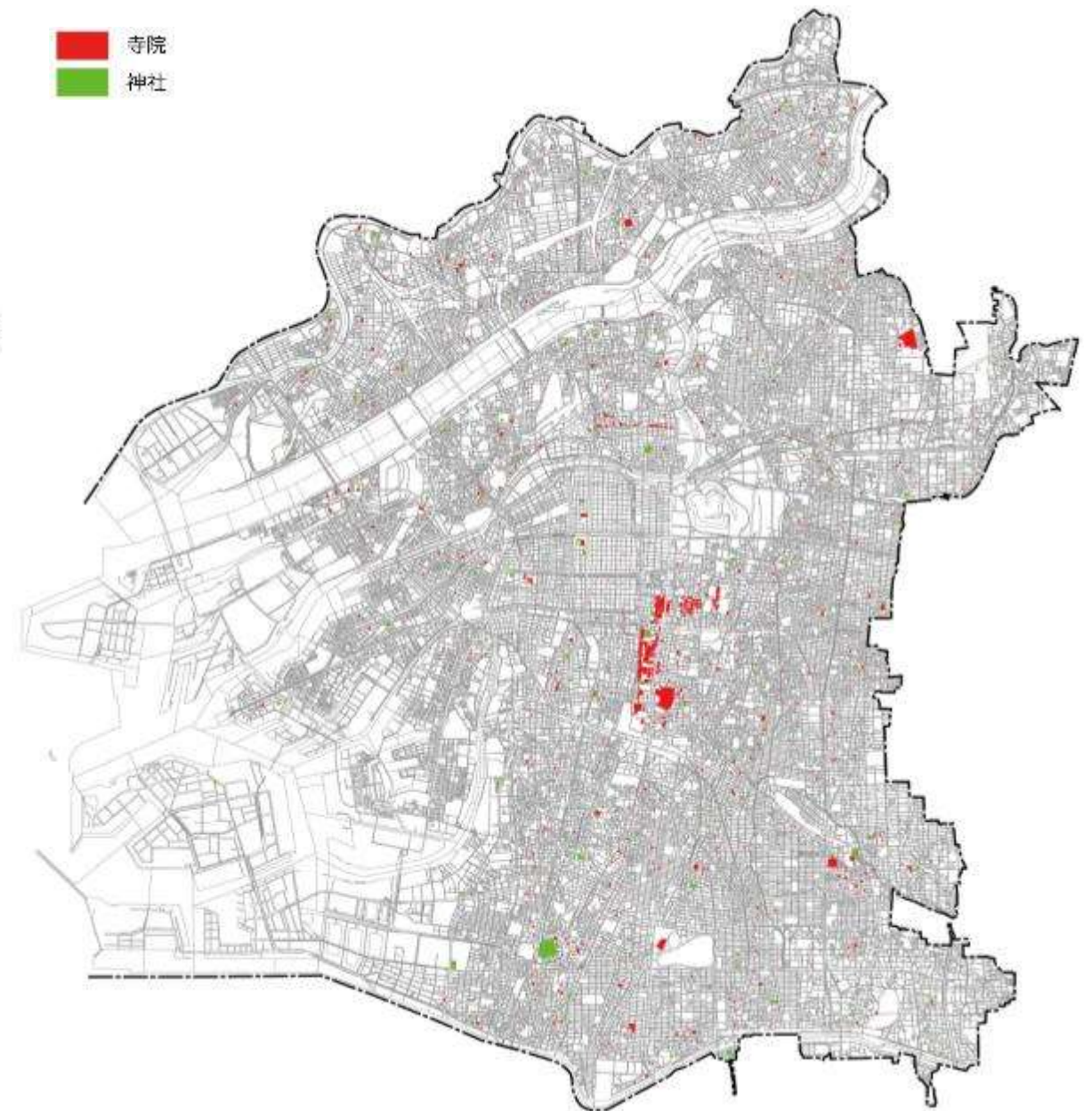
○歴史的・文化的資源

- 文化財(建築物)
- 生きた建築ミュージアム・大阪セレクション
- 文化財(建築物)かつ生きた建築ミュージアム・大阪セレクション
- 名勝等・史跡公園等
- 歴史の散歩道等



○寺社

- 寺院
- 神社



(注) 文化財は建築物、名勝、及び府または市が整備した史跡公園等を掲載